

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令 新旧対照表

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一～三十九 (略)</p> <p>四十 (略)</p> <p>四十一 一酸化二窒素</p> <p>四十二 (略)</p> <p>四十三～二百三十五 (略)</p> <p>(医療等の用途)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 (略)</p> <p>一～三十九 (略)</p> <p>四十 N-イソプロピル-5-メトキシ-N-メチルト リプタミン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>四十一 インダン-2-アミン及びその塩類</p> <p>四十二～二百三十四 (略)</p> <p>(医療等の用途)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 (略)</p>	<p>(略)</p> <p>元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>ニ-アミノ-1-（4- プロモ-2・5-ジメト キシフェニル）エタノ ン、その塩類及びこれら を含有する物</p>	<p>(略)</p>

一酸化二窒素及びこれを含有する物

- 一 疾病の治療の用途（法第十四条若しくは第十九条の二の規定による承認を受けて製造販売をされた医薬品又は法第十四条の九の規定により届出をして製造販売をされた医薬品を使用する場合に限る。）
- 二 元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
- 三 学術研究又は試験検査の用途（ただし、第一号に掲げる者における場合を除き、かつ、人の身体に使用する場合以外の場合に限る。）
- 四 工業用の洗淨剤の用途
- 五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第二項に規定する添加物の用途
- 六 電気絶縁の用途
- 七 噴射剤の用途

（新設）

（新設）

(略)	(略)	八 冷媒の用途
(略)	(略)	

(略)	インダン―ニ―アミン、その塩類及びこれらを含む物	(略)	元素又は化合物に化学反応を起こさせる用途
-----	--------------------------	-----	----------------------